# 令和5年度 飯山市会計年度任用職員採用候補者試験実施要項 〈教育委員会事務局に勤務する専門職〉



## 飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110 番地 1 電話 0269-67-0741(直通)

## 1 職務内容及び採用予定者数等

職 種 No.	区分	勤務 場所	職務内容又は職名	採用予定者数	1日当たりの 勤務時間	時間外勤 務・休日勤 務の有無	日直(場合 により宿 直)の有無	災害対 応の 有無
101	フルタイム	保育園	保育士	3人	7時間45分	有	無	有
102	パートタイム	保育園	保育士	若干名	最大で 7時間00分	無	無	無

## <注意事項>

- ・受験申込書の志望順位欄に職種No.を記入してください。(第1志望、第2志望) ただし、第2志望が無い場合は空欄のままで構いません。
- ・採用予定者数は、行政需要等により変動することがあります。
- ・フルタイムの場合、原則として災害対応業務および時間外勤務、休日勤務があります。
- ・勤務が6ヶ月未満の雇用予定者、日々雇用者についてはこの実施要項の対象ではありません。

## 2 受験資格

名 称	職務	受 験 資格
専門職	保育園で業務を行う 専門職(フルタイム、 パートタイム)	<ul><li>・応募職種を遂行するための資格、免許又は経験を有する者</li><li>・任期中は継続して勤務することができる者</li><li>・保育専門職として熱意をもって誠実に従事できる者</li><li>上記の受験資格をすべて満たす者</li></ul>

#### ※年齢は問いません。

## 3 住所要件

この試験を受験できる者は、前項の受験資格を満たすほか、令和5年4月1日現在飯山市及び近隣自治体に住民登録し、居住(通学等のため市外に居住している者を含む。)している者又は採用後は飯山市及び近隣自治体に住民登録し居住する予定の者です。

## 4 この試験を受験できない者

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

## 5 受験手続

(1) 申込用紙の交付

申込用紙は、飯山市教育委員会事務局 教育部 子ども育成課で交付します。なお、市のホームページからもダウンロード可能です。

(2) 申込みについて

ア 所定の受験申込書に必要事項を記入してください。

(3) 受付期間について

受付は、随時行っています。

## 6 試験の方法、日時、場所等

試験の項目	試	験	Ø	内	容	試験時間
口述試験	職員として必要	要な人物や	等について	ての面接に	こよる試験	10 分程度

## (1) 口述試験

ア 日 時 別途通知

イ 会 場 飯山市役所(予定)

## 7 試験結果の通知

試験後10日以内に通知します。

## 8 採用

この採用試験に合格した人は、直接通知します。

## 9 勤務条件

(1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づく会計年度任用職員です。

#### 任用根拠法律

パートタイム会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項第1号 フルタイム会計年度任用職員 地方公務員法第22条の2第1項第2号

#### (2) 給与

飯山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定により、フルタイムにおいては給料、通勤手当及び期末手当等一定の手当を支給します。

パートタイムにおいては報酬、期末手当及び費用弁償(通勤手当及び旅費相当額)を支給します。

一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年飯山市条例第5号)の規定に基づき、下表のとおり初任給(給料・報酬)を支給します。

区分	資格・免許又は職務内容	給料号俸	初任給
フルタイム	保育士	1 級 14 号俸	165, 600 円
パートタイム	保育士(7H)	1級14号俸を基準に算出 ※ただし長時間保育を専門に 担当する場合は別に定める	149, 575円

#### (3) 期末手当

パートタイムにおいては1週間の勤務時間が15時間30分以上の場合には、1か月あたりの報酬金額(過去6か月)に下記の月数を乗じて得た額が期末手当として支給されます。

フルタイムにおいては給料に下記の月数を乗じて得た額が期末手当として支給されます。

⊵	区分	支給月数	
	6月支給	0.725月分(1年目は0.2175)	※4 月採用の場合
期末手当	12月支給	0.725月分	※4 月採用の場合
	合計	1.45月分(1年目は0.9425)	※4月採用の場合

※ただし、年度途中採用、通年募集の場合は、支給月(6月、12月)の前6か月の間で 勤務した月数に応じた支給率により支給します。

#### (4) 勤務日数および時間

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、 配属先や時期により変更となる場合もあります。

#### (5) 休暇等

年次休暇初年度10日

有給の特別休暇:忌引休暇、夏季休暇、結婚休暇 等

無給休暇:産前産後休業、育児休業、介護休業、療養休暇、生理休暇等 ※年次休暇は、年度途中採用の場合において、採用月により変更されます。

## (6) 社会保険等

共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

(7) 上記の勤務条件については、令和4年12月1日現在のもので、今後変更となる場合があります。

## 10 任期

今回採用予定の会計年度任用職員の任期は令和6年3月31日までを予定しております(地方公務員法第22条第1項及び同法第22条の2第7項の規定に基づく1か月の条件付期間を含む)。なお、2年度目以降の任用更新は、勤務評定などにより良好な勤務実績が認められる場合に、フルタイムにあっては連続4回(5年度)、パートタイムにあっては連続9回(10年度)まで、選考試験を経ずに更新します。

#### 11 その他

この試験に関し不明な事項は、飯山市役所教育部子ども育成課(下記)にお問い合わせください。 なお、郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、 84円の郵便切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

〒389-2292 飯山市大字飯山 1110-1

飯山市教育委員会事務局 教育部子ども育成課子育て支援係(担当:小嶋)

電 話 0269 (67) 0741(子ども育成課直通)

0269 (62) 3111 (市役所代表) 内線 363

FAX 0269 (62) 5990